

お知らせします

「臨時福祉給付金」と「砂川市まごころ商品券」の
受付を8月3日(月)より開始します



臨時福祉給付金

平成26年4月の消費税率引き上げに伴う、経済的な負担を軽減するための臨時的な措置として、市民税が非課税の方を対象に「臨時福祉給付金」を支給します。対象となる可能性のある方には、案内文書・申請書を送付しますので、内容をよくご確認のうえ、申請手続きをお願いします。

◆支給対象者

以下の要件を満たす方が対象となります。

- ① 基準日（平成27年1月1日）において、砂川市に住民登録されている方
- ② 平成27年度分の市民税（均等割）が課税されていない方

※ ただし、市民税が課税されている方の扶養となっている場合や生活保護を受けている場合などは除きます

◆支給額

1人あたり6,000円（支給は1回限りで、10月から順次口座振込で支給します）

◆申請方法

対象となる可能性のある方には、8月3日(月)までに案内文書・申請書を送付します。

8月3日(月)から12月18日(金)の期間に、郵送または担当窓口で手続きを行ってください。

※ 対象となる可能性がある方で、案内文書が届かない場合はお問い合わせください

さ・ら・に!

「砂川市まごころ商品券」を支給します



砂川市独自の事業として、生活支援と市内経済の活性化のために、「臨時福祉給付金」に上乗せして、市内取扱店で使用可能な商品券を支給します。

▶支給対象者

「臨時福祉給付金」の支給要件を満たした方で、4月1日現在、引き続き砂川市に住民登録のある方

▶支給額

1人あたり4,000円分の商品券（市内取扱店でのみ使用可能）

▶申請方法

対象となる可能性のある方には、「臨時福祉給付金」の申請書と一緒に、「砂川市まごころ商品券」の申請書も送付します。「臨時福祉給付金」の手続きとあわせて申請してください。

▶商品券の有効期限

8月3日(月)から12月31日(木)まで



砂川市まごころ商品券

よくあるご質問

Q.1 自分に市民税（均等割）が課税されているかどうか、どうすればわかりますか？

A.1 例えば、以下の場合には市民税（均等割）が課税されています。

- ①市民税の「納税通知書」が届いている場合
- ②給与支給明細書の市民税（住民税）の項目に課税額が記載されている場合
- ③給与や年金の収入が、下記の表の非課税限度額を超える場合

- 市民税（均等割）が課税されない所得水準の目安（非課税限度額）

給与所得者		公的年金受給者	
区分	非課税限度額 (給与収入ベース)	区分	非課税限度額 (年金収入ベース)
単 身	93 万円	単 身 65 歳以上	148 万円
夫 婦	138 万円	単 身 65 歳未満	98 万円
夫婦 子 1 人	168.3 万円	夫 65 歳以上	193 万円
夫婦 子 2 人	210.3 万円	婦 65 歳未満	147.3 万円

Q.2 自分は市民税（均等割）が課税されていないのに、申請書が届かないのはなぜですか？

A.2 本人に市民税（均等割）が課税されていなくても、課税者の扶養となっている場合などは支給対象となりません。あなたのご家族（親や子どもなど）のどなたかが、勤務先での年末調整や確定申告であなたを被扶養者として申告していることが考えられますので、まずはご家族の方にご確認ください。

Q.3 基準日（平成 27 年 1 月 1 日）以降に亡くなった方は対象になりますか？

A.3 基準日から支給決定までの間に亡くなられた方は対象になりません。

Q.4 「砂川市まごころ商品券」はどこで使えますか？

A.4 商品券を郵送する際に、取扱店の一覧表を同封しますのでご確認ください。

! 臨時福祉給付金に関する詐欺に注意 !!

- 市や厚生労働省などが ATM（銀行・コンビニなどの現金自動預け払い機）の操作をお願いすることは絶対にありません
- 市や厚生労働省などが、「臨時福祉給付金」の支給のために、手数料などの振り込みを求めるとは絶対にありません
- 不審な電話や郵便などがあった場合には、市役所や警察署または警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください

▶ お問い合わせ

- 臨時福祉給付金・まごころ商品券について…臨時福祉給付金・まごころ商品券事務局☎2121
- 市民税の課税について…市民税係☎2121